

ご利用者の皆様へ

通年輕装勤務の実施について

当組合では、地球温暖化防止に向けた省エネルギー運動と、電力不足の懸念による節電対策の一環として、夏季期間（5月～10月）は夏季輕装勤務を実施し、令和7年1月6日より通年輕装勤務の試行を実施してきました。

このような中、環境省では、クールビズおよびウォームビズ期間を一律に呼びかけることをやめ、気候等に応じて各自の判断による快適で働きやすい輕装勤務を推進しております。

当組合においても省エネ運動・脱炭素行動や働き方改革の一環として、より働きやすい職場環境づくりを図るため、下記の通り通年輕装勤務を実施いたします。

ご来店の皆様・お取引先の皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施開始日 令和7年5月1日～

2. 職員の服装

- (1) ノーネクタイ・ノージャケットでの勤務を行いますが、着用を一律に禁じるものではありません。気候や体調に合わせて、個々の判断による半袖シャツやセーター等の着用を推奨します。
- (2) 会議や式典等への出席など、社会通念上必要と考えられる場にはネクタイ及びジャケットを着用するなど適切な服装とします。

令和7年5月

黒部市農業協同組合